

# 亀井南冥と朝鮮通信使との 応酬唱和をめぐる

石川 泰成

## 目次

- 一、はじめに
- 二、亀井南冥と朝鮮通信使との応酬
  - (一) 十二月八日
  - (二) 十二月九日
  - (三) 十二月十日
  - (四) 十二月十四日
  - (五) 十二月十八日
  - (六) 十二月十九日
  - (七) 十二月二十一日
  - (八) 十二月二十二、二十三日
  - (九) 十二月二十四日
  - (十) 十二月二十六日

三、通信使の南冥評価と国内の反響  
四、おわりに

## 一、はじめに

江戸期の鎖国体制下にあつて日本の文人達が直接外国の文人達と交流できる機会ほとんどなかった。その数少ない機会が、長崎での中国商人との交流か朝鮮通信使との交流に限られていた。通信使との筆談・唱和は正徳度(一七一―)から盛んになつたらしく、林復斎が編纂した『通航一覽』巻百八に、「按ずるに、かの使者来聘ごとに、必ず筆談唱和あり、天和正徳の頃よりして、その事や盛んなり、故にその書冊をなすもの百有數十巻にいたる。」<sup>注一</sup>と述べている。当時の文人達をはじめ、一般人たちも朝鮮通信使との詩文の贈答、書画の揮毫にいわば熱狂ともいう様相を呈したことが伝えられている。<sup>注二</sup>

福岡藩は通信使の接待を幕府から命ぜられ、毎度、藍島で接待することとなつてきた。その接待の一環として、藩儒を藍島に藩儒を遣わし、詩文の応酬、筆談を交わすことが慣例となつてきた。たとえば、貝原益軒(一六三〇―一七二四)も藩命を受けて天和度(一六八二)の時に直接朝鮮通信使と応接している。<sup>注三</sup>

宝暦十三年(一七六三)、亀井南冥が二十一歳という若さで朝

鮮通信使<sup>注四</sup>と詩文の応酬や学問論争を行なったことは、従来、南冥研究においてそれほど詳しく論じられることはなかった。今回、本論考では、『亀井南冥・昭陽全集』所収の『泱泱余響』<sup>注五</sup>を中心に朝鮮通信使側の使行録、福岡藩資料を加えて藍島での彼の二十日間の行動を復元したいと考えている。また、朝鮮側の記録を中心に、南冥評価と国内の反響を見てみることにする。なお、当時町医者の子が誰の縁故で通信使に面会することができたのか併せて論じてみたい。

## 二、亀井南冥と朝鮮通信使との応酬

明和度の通信使が藍島に逗留したのは、宝暦十三年十二月二日（二十六日（往路））及び明けて明和元年五月二十六日（復路）であった。このうち、亀井南冥が実際に朝鮮通信使の書記たちと応酬唱和したのは往路のことであった。

まず、亀井南冥の『泱泱余響』から、彼が詩文の応酬、筆談あるいは登場する相手を確定しておきたい。およそ一〇名の名前が確認でき、このうち、使行録の存在が確認できるものとあわせて左に一覧しておく<sup>注六</sup>、

氏名、役職、字、号、使行録等

南玉（随従学士、製述官大学士、字は時韞、号は秋月）

『日観紀』

成大中（正使書記、字は士執、号は龍淵）『日本録槎上録』

元重拳（副使書記、字は士才、号は玄川）『乗槎録』

金仁謙（従事官書記、字は士安、号は退石）『日東壮遊歌』

李佐国（医官、字は聖甫、号は慕庵）

李彦瑱（押物判事、字は虞裳、号は曇寰、別号雲我）『松穆館餘稿』

館餘稿』

李彦佑<sup>注七</sup>（写字正、字は公弼、号は梅窩）

洪聖源（写字正、字は景魯、号は正斎、美巖）<sup>注八</sup>

徐有大（名武軍官、字は子謙、号は中和）

金龍沢（小童、製述官担当）

である。このうち今次利用できた使行録は、成大中『日本録槎上録』、金仁謙『日東壮遊歌』<sup>注九</sup>、そのほか、明和度の正使趙済谷と直接応酬唱和の機会がなかった南冥であるが、趙済谷の『海槎日記』という使行録に、一箇所、筑前を代表とする文人として亀井南冥の名前が記されていることから使用した。

まずは、南冥を含む福岡藩の学者たちの接触の跡を見てみることにする。

福岡藩の「宝暦十三癸未年 朝鮮人来聘記」六上「藍島滞留一巻」<sup>注十</sup>から唱和の記録を数え上げてみると全部で五回の唱和記録がある。これは、『和韓双鳴集』（今次、九州大学附属図書館蔵本を使用し、以下丁数はこれに拠った）巻四「筑前藍島唱和」に福岡藩儒の唱和集を収めるが、それでも「唱酬筆語凡そ五次」

(巻四、一丁表)との記事があることから、五回というのは藩公認の藩儒が応対した数次であつたと思われる。ちなみにその日付は、十二月八、十、十二、十四、十八日である。続いて、日にちを追って南冥と通信使の応接を見ていくこととする。

(一) 十二月八日

◎『決決余響』五〇四頁「寄製述官南秋月并序」〜五〇八頁下段十一行「右臘月八日」まで

『決決余響』に日付の記載があり、今これに従う。

十二月五日に製述官、書記と福岡藩儒との唱和のことが福岡藩と対馬の表用人真文方兼帯の朝岡一学とのあいだに話し合われたが、副使船の事故など片づいてからということになって延び延びになつて<sup>注十一</sup>いた。したがって福岡藩の公式行事としてこの日が初めての藩儒と通信使の面会となつた。参加者は、『日本録』、『日東壯遊歌』によれば、藩の儒者井土周道、島村秋江、榎田菊潭の三人と亀井南冥である。日本側はそれぞれ予め用意しておいた自己紹介文と詩文を差し出し、筆談、詩の応酬に及<sup>注十二</sup>んだ。

成大中『日本録』には、

初八日……筑州書記井土周道・島村疇・榎田彥・医官亀井魯来見す。余寒感有るも病を強して、魯奇才と唱和するな

<sup>注十三</sup>り。

と、亀井南冥を奇才と認め、彼との詩の応酬を特記している。また、金仁謙『日東壯遊歌』には、

「それぞれ懐から詩文を取り出し 次韻を請う

その中の亀井魯は 当年とつて三七「二十一歳」というがその筆遣いはまるで飛ぶが如し 四人中最も優れている

∴(中略)∴

私はひと皿の果物を差し出し 亀井魯に与えて言う

「貴公の筆才はとくに優れているので これを差し上げよう」

亀井魯は深く感謝して言う 「私ごとき稚拙な若輩を

このようにも目をかけて下さり ただ感銘するばかりです

明日もう一度参上し 教えを受けたく存じます<sup>注十四</sup>」

と、筆才を大いに称賛されたことが記録されている。

李元植氏によれば、この日に応酬した南冥の自筆の詩稿が、

成大中が応酬した日本人の詩稿をまとめた『東槎唱酬集』に収められ、韓国国立中央図書館に残されている<sup>注十五</sup>ことである。

(二) 十二月九日

南冥は十二月八日に面会の機会を得て、翌日も面会を希望する言を残しているが、『決決余響』には十二月九日にかんする記事が見られない。朝鮮通信使側の記録によれば、『日東壯遊歌』

に、

亀井魯が手紙と共に 詩集二巻を送ってくる

はじめは馴染まなかつたが 次第に面白く思えてきた

楊柳詞と胡笳曲は 傑作といえそうだ

朱で批点を打ち 序文を草してやる

夜更けて一人の倭人が 亀井魯の伝言を持ってくる

この者の職務は 茶燭灯炉の係であるという

…(中略)…

亀井魯が書いて見せるには 「自分の父親も齢をとり

来年の三月、還暦を迎えるので 寿宴詩をつくって頂けれ

ば

万丈の彩りを添えることになり 幸甚のいたりです」とあ

る

四韻律詩をつくってやると 躍り上がって喜び感謝する<sup>注十六</sup>

とあり、また、『日本録』には、

筑州写字官横田義民、亀井の徒城逸来見す。亀井魯其の詩

藁を送り、夜共に批評す。

という記事がある。これらによるとこの夜には面会行われず、

手紙と詩稿を送っただけと思われる。南秋月はただちに返書を

したためて、対馬の役人を経由して南冥に届けた（『泱泱余響』

十二月十日の筆語）。『日東壯遊歌』に「伝言持つてくる」とあ

るのは、城逸であろう。

この時、送った詩稿は秋月の次韻道哉の詩句に「東遊巻裏の

諸師友、道哉の流れのごとき定めて是誰ぞ」（『泱泱余響』五一

一頁）という句や、龍淵の次韻にも「東遊巻裏朱青を爛す」（同

右）、退石の「奇氣東遊大坂時」（同右書、五一二頁）という句

があることから、南冥が前年、宝暦十二年に京摂に遊学した際

の詩集、『東遊巻』一巻とされる。<sup>注十七</sup>この『東遊巻』には、楊柳

詞、胡笳曲といった詞詩を含んだものと思われる。南秋月もこ

の楊柳詞、胡笳曲を「絶妙なり」と褒めている（『泱泱余響』五

一一頁、割注）、金退石が序文を草し、成大中が跋文を書くこと

を約束している（十二月十二日筆語）が、それら序・跋も『東

遊巻』も共に現存しない。

『日東壯遊歌』同日の記事に、南冥が、父親聽因のために寿宴

詩を乞うたとあるが、通信使が寄せた詩は『泱泱余響』付録（五

二九頁）に収める。

(三) 十二月十日

◎ 『泱泱余響』五〇八頁「十日会集」く五一三頁「南来惟得

満頭霜」まで

『泱泱余響』には「十日会集」と日付が残された筆談・詩の応

酬の記事がある。参会者は、『和漢双鳴集』巻四および『藍島唱

和』の記事から、八日と同様、井土周道、島村秋江、櫛田菊潭

の藩の儒者三人と亀井南冥であろう。

筆談はおもに日本国内での文人に関するものである。南冥は、奇才として永富独嘯庵を高く評価して、彼と面会することを勧めている。そのほか、文学・学問方面の聞こえたものとして、長門の瀧弥八、大阪の岡忠蔵、合麗王、葛子琴、京都の清君錦、岡白駒、芥元章、彦根の龍草廬などを挙げている。

八日の記事に通信使側から南冥の筆跡について「その筆遣いはまるで飛ぶが如し」と称賛を浴びたが、奔放なる筆勢と才発換気の青年医師に、年長者として忠告をする一幕もあつた。

玄川「文字を書く時は必ず楷書でかつちり書くように。また詩文を読んだが少々奔放なところが多く、沈着に欠ける嫌いが有るが。この点も学問に差し障りはないであろうか？」

南冥「わたくし生まれつき客気が多く、修養して治そうと何度も致しましたがまだ良くなりません。ゆえに文字は踊り、奔放な言葉を使いがちです。十年後、修養が物になれば客気も消えましょう。さすれば文章も変化するとでしょう。」

玄川「客気をけすのと言う語から、自分自身その病気の根源を知っているようだが、薬は何が良いか知っているかね？またどのように服用するのかね？」

南冥「修心湯だけでございます。」

玄川「(修心の)二字につきる。がしかし、この修心の服用

法は？」

南冥「人情世態、石を踏んでその堅さを知る(実践を重ねず)。これがその教えとなりましょう。」

と、医師南冥に因んでの問答等が残されている。<sup>注十八</sup>多分、後段で述べる、藩儒を軽んじる態度と藩儒達の憤慨を感じ取った玄川が、その才能を愛するがゆえに、文字にことよせて諫めた一側面もあつたのではなからうか。

(四) 十二月十四日

◎『泱泱余響』五一三頁下段「筆語」より五一八頁上段「詩会築山陽」まで

京都大学本『泱泱余響』では、十二月十日の記事の後、日付を明示するのは十二月二十二日付記事まででないが、慶応大学本、九州大学本では、十九日の日付をもつ記事を載せる。この間、『泱泱余響』の記事にも、およそ三回分の筆談・応酬の記録が残されている。まずここで、この訪問の日時を推定してゆきたい。

まず、『泱泱余響』の三回分の記事の箇所であるが、『亀井南冥・昭陽全集』のページでいうと、五一三頁下段「筆語」(五一八頁上段「詩会築山陽」が一回分の記録と思われる。十四日の記事と推定した根拠は、

(一) 官許の上、面談している旨の発言(五一三頁下段九行)

から、藩に唱和が記録されている十二月十四日の会集に随伴したものと思われる。「藍島滞留一卷」には十二日にも唱和があったとするが、筆語冒頭にある玄川の「多日登音なし、何ぞ事故有るか」との発言からみて前回の面会から幾日かの間隔があると考えるのが自然である。したがって次の藩の会集日である十四日に藩儒に陪席したものと思われる。

(二) 永富独嘯菴の著書『囊語』を三日前に寄せた旨の割注(五一五頁上段二行)がある。十日の会集で永富氏を海内一の人物として推輓しており、其の著書を翌十一日に送ったものとするれば、この記事が十四日の会集のものとするのが適当と思われる。

この日の筆談は、南冥が剃髪していることに対して質問されている。当時、医師が僧形である日本の風俗に対して、朝鮮側は「儒医」であれば、蓄髪してしかるべきとの考えに基づくものである。このほか日本の学問的状况を問われ、過去では、荻生徂徠、現存では永富独嘯菴を第一人者として挙げている。通信使側には、この若き奇才が推薦する永富独嘯菴について南冥から送られた著述を読んで、なぜにそこまで永富独嘯菴を奨めるのか少し解せない様子である。彼らは、むしろ南冥の才能を高く買って、なにか名目を付けて江戸まで同行できないものかと元重挙は言っている。南冥のこの度重なる高評のためか、正

使趙巖の『海槎日記』甲申(一七六四)六月十八日に日本各地の文人を評価し「大阪には号が斗南という合離と号が独嘯庵の永富鳳というものが特に優れており」と高く評価しているが、その情報源は、南冥が三書記に述べたことを、三書記が正使に報告したものと思われる。(永富独嘯庵が通信使と面会できた記事は見当たらない)

この日も三書記と筆談・応酬に及んでいるが、韻書から韻字(非・霏・飛・扉・帰)を選び、詩を即座に応酬しあっている。対馬の役人が食事時に近づき帰宅を促すと、通信使側は夕食を共にするようすすめ、ついに許可を貰う。そのとき、三使が部屋を訪れ三書記と話をする。三使が帰った後、秋月が、「私たちが絶えず君のこと褒めそやしていたが、三使大人も君を愛で、君の詩を見られて、感嘆なさっていた。文房四宝をあなたに差し上げようとのことだ。真に奇遇なことです。」と述べたことが記録されている。<sup>注十九</sup>

(五) 十二月十八日

◎『泱泱余響』五一八頁上段「雪中懷諸公」く五二二頁上巻末尾および慶応大学本、九州大学本五四五頁下段十九行まで

この部分を十八日のこととする根拠は、

(一) 南冥の詩に対して応酬している通信使のメンバーがいつもの三人ではなく、玄川の詩が見当たらない。また、その

理由を五一九頁上段十行に「玄川 時に喪餘の斎有り、故に和せず。」という断り書きがある。『和韓双鳴集』巻四に「筑前唱和」にも十八日は井土周道の書簡の往復及び島村秋江の応酬詩が収められており、「玄川適に喪余の歳有りて未だ和せず」とある。このことから、玄川の応酬記事を欠くこの部分を、十八日の記事として推定してよいと思われる。

(二) 通信使側に提出された南冥の詩が「雪中懷諸公」と題することによるものである。正使趙曦の使行録が毎日の天候を記載しているが、雪の日を拾い上げると、十六〜十九日であり、成大中の『日本録』の天候記事とも一致する。南冥が詩を作ったとき、虚題でなく詩題のとうり雪が実際に降ったとすれば、この間であると推定するのがよいであろう。参会者は、南冥のほかは、福岡藩儒側は「榎田作八・井土勘吉ハ就病氣、島村卯兵衛一人罷出<sup>注二</sup>」とあることより島村秋江ひとりの出席。(井土周道については書翰のみ収める「藍島唱和」は彼の欠席を裏付ける。また、日付は欠くが、櫛田菊潭が亀井南冥に欠席と贈答品を託す旨の書翰稿が残されているのはこの日の事に属するか。)

(六) 十二月十九日

◎京都大学本『泱泱余響』にはこの日の記事なし。慶応大学

本、九州大学本『泱泱余響』は十九日の記事、五四五頁下段二行〜五四六頁上段十八行まで。

この日は、福岡藩の藩儒・文学らと来たのではなく、南冥の単独行動であったと思われる。福岡藩の記録にもこの日の唱和に関する記事はない。ただ、九州大学本は「既為別後二日、風逆舟不発。十九日、予造其舎。」とあり、十八日に別章詩を応酬したことからはすると二十日のこととしたほうがよい。慶応大学本は「後二日」がなく、十九日であることと矛盾しない。また、南冥の筆語に「甚雨暴風。得無悶乎。」(大系本『泱泱余響』五四五頁)と当日の天気相が悪かったようであり、十九日は趙曦、成大中ともに雪とし、二十日が趙曦『海槎日記』「日氣少解」とし、成大中は東北の風と風向きのみ記しその他の記述がないことから勘案すると、十九日の記事としてよいと思われる。

南冥は王維の陽関の詩を唱することを希望し、秋月、龍淵が唱和している。玄川は前日に送った別れの漢詩を唱和している。今までは文字を通して漢詩の交流が成立していたが、ここは音による漢詩の観賞をしている珍しい例。多分朝鮮式で行われたであろう詩の朗読を聞いた南冥は「悲韻繞梁、始めて三疊断腸の妙を知る」(五四六頁上段)との感想を残している。

(七) 十二月二十一日

◎『泱泱余響』五二二頁下段「泱泱余響巻下」〜五二四頁上

段「述懐詩五首以贈」まで

『決決余響』下巻冒頭の日付は二十二日としているが記事の内容が三使臣登頂のことであり、三使登頂は、福岡藩側資料、通信使側資料双方から二十一日のことと確認することができるため、下巻冒頭の二十二日の記述は二十一日の誤りである。

この日、「三使・上々官数日滞留に就き、気鬱散じ候為、今日島山へ上り遊覧」<sup>注二十一</sup>した。この日、南冥は城逸（字は公庸、五龍と号す）とともに通信使を訪ねた。藍島の山から見える風景は博多湾を一望でき、絶景であり正使趙曦も「海を渡って以後、実におもしろい情景が無かったが、今日になって初めて快活な事を得た。」<sup>注二十二</sup>と絶賛し、画員にその風景を描かせている。一緒に頂上に登ること誘われるが、頂上から眼下に対馬藩の公舎を見下ろすことをはばかり、浜で帰還を俟つこととする。南冥はその間、始めてみる朝鮮行列の鮮やかな色彩と異国の音楽に相当感動したようである。「明を嗣いだのは清であるが、その風俗は賤陋である。韓の国は一地方国であり、昔は鮮卑といった。ああ、衣裳冠冕の制度は中国に見られず、いわゆる鮮卑に見るとは、嘆かわしい。」<sup>注二十三</sup>とこの春に長崎訪問で見たであろう満州族化された中国の服装冠冕の制度と比較して、古の古礼・古制が朝鮮に伝わっていることを嘆息している。

浜辺に戻ると既に三書記は船に戻っており、使いの書童は迎えに来たが、「法を畏れ、固辞」して、帰ってから「五雅篇」を

送る。

(八) 十二月二十二、二十三日

◎『決決余響』五二四頁上段九行「五雅篇」く五二八頁上段「右冬」まで

『決決余響』所収の「五雅編」を贈答し、その和章詩（『決決余響』五二五頁上段く五二七下段）が齎されたのがこの間と推定される。あるいは、成大中『日本録』十二月二十三日の条に「亀井魯 乾菓一籠を送る。」との記事があることから、この時一緒に「五雅篇」の詩稿を送ったものか。また、徐有大（中和）には、彼から別れに際して贈られた詩扇に対する礼状と詩を贈ったようである。

(九) 十二月二十四日

◎『決決余響』五二八頁八行「啓亀井道哉案右」く五二八「何必要和」まで

悪天候により出発が延び延びになっていたが、この日、亀井南冥は再び、通信使に面会に行ったところ、『日本録』十二月二十四日の条に「亀井魯 船次に至り、招きて上船せしめんとして馬州の禁徒逆らひて之を止む。」<sup>注二十四</sup>と対馬の役人に止められたことが記録に残されている。二十一日にも「法を畏れ」乗船を固辞したが、島内の客館への訪問は許されても、通信使の船への



乗船はゆるされなかったのであろう。後述するように福岡藩内で南冥が単独で通信使と会うことを問題とする意見が生じたが、この乗船しようとした一件も併せて問題視された可能性もあると思われる。乗船を拒否された情景を眼にした通信使は、南冥に手紙を送り、「此の心の紹介を以て、君の黯黯を知る。一札百朋に敵ふと雖も、終に懷を遣す能わず。一たび洲上に來たれば、當に君が為席を移して之に就かん。此れ則ち妨礙せざるに似たり。如何、如何<sup>注二十五</sup>」と再び訪れるよう誘い、その時には通信使側が浜まで出向こうと好意を示している。また併せて「花箋四十幅」も贈っている。此れに対して、南冥は通信使側にお礼の書翰をおくり、「洲上の拳、之を闌菴に問ひ、其の可否を決するのみ<sup>注二十六</sup>。」と対馬の朝岡一学と相談する旨発言しているが、実現しなかつたようである。

(H) 十二月二十六日

◎『泱泱余響』五二八頁下段六行「二十六日黎明」→同頁末行「乃婦」（本文最後）

この日の早朝、製術官付の小童金龍澤が通信使の手紙を持ってくる。その内容は、

昨日、天気も良く、浜辺で佇み君を待っていたが来られませんでした。或いはまた障害があったのでしょうか？風向きが良いとの知らせ、二十三日間、纜（ともづな）が繋が

れていましたが解かれようとしています。…（中略）今や席を同じくすることは難しい情勢ですが、ただ浜辺に佇み、自愛のほどをお祈りしています<sup>注二十七</sup>。

というものであった。出発が決まり最後の手紙を託したものであろう。出発の準備に忙殺されるその隙に面晤の機会を持つという好意か小童が同行を願う気配が有るのを見て、それに応じ浜辺に向かう。船に招かれ少し話しをし、手を互いに握って放さず、「明春」と繰り返し口にする。船が出発し、旗・羽器を振り、南冥は腰扇を振りこたえ、見えなくなるまで振りあった。

### 三、通信使の南冥評価と国内の反響

前章では、『泱泱余響』の記事の日付確定を試みた。傍ら、南冥と通信使との交流の一端を見てきたが、本章ではその通信使側の南冥評価と国内での評価を見てみることにする。従来、青年医師南冥が、この通信使との交流で、大いに文名を挙げたとされる。多くはその根拠を広瀬淡窓の『儒林評』または『懐旧樓筆記』巻十五の記事による<sup>注二十八</sup>。

南冥二十一歳の時、朝鮮聘使來り、暫く筑に止まれり。南冥行きて見え、之と贈答筆話す。韓使大いに其の才を奇とし、其れより東都に至る迄、途中にて諸儒と筆話する時、必ず「筑に亀（井）道載あること知れりや」と問ふ。是に

よりに其の名一時に天下に伝播せり。

と言う。広瀬淡窓が、亀井門下であることを考えるとこの称賛記事をすぐさま事実とするには躊躇いがある。事あるごとに彼の名を問うて、その才能を誉めたというのであれば、無名の一青年への評価としては常識的に見れば過分なものであり、同じ学派の師匠を高めるため、後世における伝記等にみられる偉人化とさえ言われかねない。果してこのような事実があったのか否か、以下、諸書によつて南冥の評価を裏付けたい。

さきほど淡窓の記録の中に江戸間での途次、通信使が人に会うごとに必ず「筑に亀（井）道載あること知れりや」と質問したとの記事があった。<sup>注二十九</sup>また、京都の大典禅師が日本での文人評価を通信使側に求めたところ、同様のやりとりがあったという。<sup>注三十</sup>

また、このほか『楽郊紀聞』には、宝暦度通信使に對馬の通詞として同行した東田正右衛門が同僚の小嶋東市に語つたエピソードが南冥への高い評価が与えられたことを裏付けている。

話しの概要は彦岐に始まつて後各地で日本の文人たちが詩の応酬を行つたが、差し出す詩に通信使側は即座に和韻して返すが、日本の文人は帰されても再度応酬することが出来ず、眼前に詩稿を溜めてしまう有り様であった。いわば「朝鮮人に仕付らるる」状態であった。そこに、年若で病身らしき南冥が現われ、「この人此体にては定めて又仕付らるべし。日本の恥を重ぬると云ふものなり。笑止なるかな。」と思つていたところ、その応

酬のはやさは通信使を上回るものがあり、「朝鮮人大いにへこみたる様子」であった。そして、

夫れより段々通船し、竟に江戸迄行に、唱和に来る人あれば、朝鮮人その人に対して、「知亀道載否」と云ひて、その才学を誉めて止まず。「夫迄は九州の人にて、未だ上方には名を知る人も少なし」と聞こえしに、此朝鮮人の誉しより、俄に亀井の名、諸国に響きし由なり。<sup>注三十一</sup>

と伝えることから廣瀬淡窓の記事は事実を反映しているとみて差し支えなさそうである。

次に直接対応した通信使側の記録によつて南冥評価を見てみることにする。前章で見たように三書記の成大中、金退石から相当高い評価を得たことを見てきたが、とりわけ成大中の『日本録』の最後に総括として「書日本二才子事」という項を立てて、日本の文人のうち二名を特記しているのは注目すべきである。その日本二才子の一人は、大阪の那波師曾（魯堂）<sup>注三十二</sup>であり、もう一人が亀井南冥であった。そこでの成大中の南冥評価を見てみると、

余、日本に至り、奇才二人を見たり。筑州の亀井魯・西京の那波師曾なり。魯、年二十余、慨然として四方に遊学の志あり。西の長崎にて官庫の秘書を覩て、大潮禅師を師とす。東の大阪木弘恭・福尚修・合離を友とし、（弘恭即ち兼葭堂主人なり）永富鳳を師とす。魯、詩文皆な超悟、識解

尤も奇たり。然れども賤しく自ら見える能はず。我輩に初見して傾心結附す。願わくば戴帰するを得て、礼義の邦を一見せば、死すとも恨み無らんと。吾れ其の志を奇として其の才を愛し、常に留めてともに話し、屢々試みに送叩す。魯之に應じて裕詩有り。筑州の三書記擯者を以て主に上座に抛り、魯其の側ら坐して敢えて之と与に齒せずして意実之を軽んず。三書記皆平らかならず、後ちに之を閉ざして見えしめず、曰く「魯才徳に勝へず、礼を大邦の君子に失わんことを恐る」と。注三十三

という。師承関係、長崎で官庫に保管している『古今圖書集成』注三十四を閲覧したこと、永富独嘯庵を第一人者としたことなど『泱泱余響』で筆語した内容と符合している。ここで注目されるのが、南冥と藩の儒者たちとの関係がかなり険悪な雰囲気を漂わせていることが報告されている点である。南冥が自分の才を恃んで先輩を無視するかのとき態度が後日大きな問題として摩擦が生じる一因となった様子が読み取れる。(那波魯堂も通信使と行路を共にし、護行長老一行と軋轢があった。)成大中は、才を愛でて、南冥・魯堂に同情的で、

吾私かに二人奇禍に中らざるば必ず横累に困せんことを慮る。毎ごとに才容を愛するを以て長老の徒及び筑州書記に直諭するも未だ能く力を得るや否やを知らざるなり。(同右)

と二人の将来に心配をし、彼ら若き才人の力になろうとしたようである。

南冥が直接交接したのは書記たちとであったが、書記達の南冥に対する高い評価は上司の三使臣にも伝わった。先程の十二月十八日の『泱泱余響』の記事でもその一端が窮えるが、三使臣の誰かは分からない。しかし、正使の趙儼の使行録『海槎日記』にも、

筑前州には亀井魯がおり、年若くして才能が優れており、きつと大成するであろうとのことである。〔海槎日記〕六注三十五月十八日)と記録されている。

三一二

当時、町医でしかない亀井南冥が、通信使の高い評価とそれによつて巻き起こされた国内の文人達の間での反響が、藩の儒学者を出し抜いた形になり、通信使が伝える藩儒たちをないがしろにする態度と相まって、藩内に南冥への反発を生じる結果となった。当時の様子を、後年南冥は振り返つて次のように述べる。

魯年少の客気を以て、官に請ひて韓聘使に儼して藍島にゆく。其の学士南秋月輩と筆陳対壘す。大いに虚誉を窃みて、誇り従りて興る。鼓篋佔畢の者より、指弾せざるなし。怪

しみ且つ罵り異端異端之を痛避せんと曰ふ。甚だしきは則ち造（いつわり）て官に請いて將に魯を危うくせんとするもの有るに至る。〔先考千秋翁行状〕<sup>注三十六</sup>

と、鼓篋估畢の者、つまり腐儒、ここでは藩の儒者たちを指し、彼らから指弾を受けて、讒言をかまえ罪に問うものまで現われるに至ったようである。ただ、こうしたなかにも、

独有安生維允、為頗禦侮、齊語於楚休。未如之何已〔先考千秋翁行状〕

といい、安生維允こと安井静宇（名は維允、草江散人と号す）だけは弁明に努めてくれたようであるが、問題は収まらなかった。この間の事情は、四月二十六日付け江戸留守居役宛ての文書に、

道哉儀去年朝鮮人江出会仕度段相願候得共、御免不被仰付候、自分之働きを以手筋を求出会候儀は、勝手次第いたし候様に被仰付候処、此節自分之働きにて致出会候、右の通りにて同人儀は不指立に候得は、唱和など不被差出相濟候様有之度候、尤夫ともに不被指出候て不叶趣も可有之哉と、井土勘吉江改正被仰付候へとも、夫ともに筆談など様々の事も有之候付、旁不被指出相濟候様に取計可被申候<sup>注三十七</sup>

と、藩内でも問題とされたことが記録に残っている。一人の町医者の振る舞いが、江戸まで聞こえたのは、文名が揚がつてのことなのか、だれかが政治問題化させたものか、ともかく異例

のことである。要点を掲げれば、

- (一) 官許無く自分の縁故で面会したこと
- (二) 提出しないですませたいこと
- (三) 提出に備えて井土勘吉（周道）に改正を命じていることの三点である。

天和度通信使招聘に際して、老中松平右近将監から、朝鮮通信使と詩の応酬、筆談を願うものの中に、異国を詰つたり、日本を尊び、朝鮮をあざけつたりするものがあるため、林大学頭と其の門人達の詩文の贈答に準じて、代表者のみ筆談をゆるし、その他陪席の門人達は詩文の贈答のみ許すこととした。今回明和度さらには、これに加えて、

役人其席に立合不洩様取集、林大学頭方に不残差出候筈に候、且又筆談の儀相願候者の外給仕等に罷出、又は相願候て詩文贈答仕来候者も有之由相聞候、此儀は猶以如何に候間、相願候人数の外は、詩作贈答堅仕間敷事<sup>注三十八</sup>に候という通達がだされた。（明和元年一月二十九日付）

南冥を攻撃したのはこれらの通達に違反する恐れありとしたのであろう。幕府からの通達では「相願候人数の外は、詩作贈答堅仕間敷事に候」とされていたが、南冥は「御免不被仰付候」と無許可で通信使にあったことが問題となろう。また、「筆談など様々の事も有之候付、旁不被指出相濟候様に取計可被申候」と述べているが、同じく幕府の通達では、面会代表者（藩儒）

の筆談は条件付きで許されているものの、陪席者である南冥の筆談などが残されているのは具合が悪いのである。したがって今回の南冥の行動は、藩とは関係のない個人的行動だとし、出来れば提出しないで済むよう働き掛けているのである。

藩の資料のごとく自分で縁故を見つけての面会であったとすれば、誰の縁故によるものであろうか。岡村繁氏は全集本『決余響』の解説で、このあたりの事情を、井土魯响の門弟となつて面会することができたとするが、口碑によるものなのか根拠は示されていない。論者も確論はないが、ここにいくつかの可能性を探っておきたい。

この時、藩から儒者と認められているのは、島村秋江、櫛田作八、井土周道である。<sup>注三十九</sup>しかも、通信使側の記述に藩の儒者達と同席している様子が窺えることから、この三人のいずれかの縁故をたどつたと考えるのが自然である。三人の中では、井土周道とは、翌年に英彦山に遊ぶ約束をしていることが慶応大  
学本『決余響』（五四四頁注二三六）にあり、以前から何らかの交友があつたようである。また、福岡藩は藩儒三名の唱和集の改正を竹田蘿亭に命じているが、亀井南冥のものについては、井土周道に命じている。これは井土の縁故、岡村氏の言う「仮に井土の門人として」通信使と面会できたことと関連があるためではないだろうか。櫛田菊潭は、彼が病気で通信使との唱和を欠席する旨のメモを亀井南冥に託している。<sup>注四十</sup>このメモを当日

参加した同僚の島村秋江ではなく、亀井南冥に宛てることから、何らか交誼があつたと推測される。

このほか『日本録』十二月九日の記事には、福岡藩右筆の横田久左衛門（義民）と亀井南冥の友人城逸が通信使と面会している記事があり、城逸がその後、亀井南冥と連れ立って面会に行つたり（たとえば二月二日）、南冥と城逸との関係を門人ではなく友人であるという筆語が残されており、かつ城逸の応酬詩が『決余響』に収められていることからすると、城逸か、右筆横田義民か、そのほか藩関係者の可能性も否定できない。

さらには藩医の縁故をたよつて通信使側の良医を訪ねることを口実にした可能性もある。確かに初回の面会、十二月八日に通信使良医李佐国を訪れているが、『決余響』では藩医と同席している記述が一切ない。面会初日、医者が書記との唱和に参加する前例がないことからその許可を南秋月に求めていることなどから考えると、南冥はあくまで唱和を目的として三記室に面会しているのであり、藩医から縁故を辿つた可能性は低いようである。

こうした問題が生じた以上、復路に通信使と再会を果たす状況では無かつたようである。成大中の『日本録』の四月二十六日（江戸宛て書簡と同じ日）の条には、

亀井魯来見せず。井土周道、島村晴、櫛田或、晴の子信成も亦た来たりてこれと少しく与に話す。禁徒より聴く、魯

の来ざるは周道の輩、才を猜しこれをとどむ。蛮邦も亦た此の習ひ有るか。書を作りて之に寄す。<sup>注四十一</sup>

と、亀井南冥が来れないのが周道たちの嫉妬による妨害であることを記している。もし藩儒以外のものが面会するのが問題視されたとするなら、島村信成がわずか十三歳で面会し、詩の応酬をさせている（信成の応酬詩は『和漢鶏鳴集』に収める）のがやはり親心とはいえ問題であろうし、南冥に対する対抗心ともいふべき複雑な感情さえも窺わせる。

(三)の井土周道に改正を命じている点について注目すれば、現行の『泱泱余響』が京都大学本と九州大学・慶応大学本とで大きく内容に出入りがある原因がこの事情に起因する可能性が大きい。会集日が明確にされておらず、単独行動の十九日の会集日のものを欠き、通信使と学問論争をした「弁論書四篇」を欠くものがあつたりするも、問題が生起して井土周道により問題部分を削除・改正されたものと、より原本に近いものが生じたためではなからうか。「弁論書四篇」についてはその内容については別稿に譲るが、南冥のものに「成公は程朱の流亜」「あなたの言は行き詰まっている」「お分かりでない」など厳しい言葉づかいがあり、まさに幕府が禁じた「異国を詰つたり、日本を尊び、朝鮮をあざけつたりする」もの抵触する恐れがあるため改正されたのではなからうか。伝本に大きく出入りがある原因についてここに一つの仮説を提出する。

#### 四、おわりに

本論考で得られた結論をまとめておくと、『泱泱余響』で応接、唱和している朝鮮通信使側の氏名を確定し、通信使滞在期間の亀井南冥の行動と『泱泱余響』の記事の日程を確定したものであり、また、そこで得た南冥の評価を通信使側の使行録、その他で見えてきたものである。

今後の課題としては、南冥と交接のあつた通信使側の現在を確認されているその他の使行録三種に当って本論文を補いたいと考えている。

注一 『通航一覽』巻百八（清文堂出版、唱和四十二年復刻版、第三冊、二百六十三頁）

注二 同右、巻百十一所収『草茅危言』の記事参照。

注三 井上忠『貝原益軒』（吉川弘文館、昭和三十八年）八十七頁～九十九頁および、藤井甚太郎『糟屋郡相島に於ける黒田家の朝鮮通信使接待』（『筑紫史談』二十八集）にくわしい。通信使の一人、洪禹載の使行録『東槎録』七月十四日の記事に、「筑前州の書僧貝原久兵為〈欠〉という者が詩篇を大きく作って書いて使臣に呈上したが、我が一行の文人達が賞賛して止まなかった。」（洪禹載著若松実訳『東槎録』、日朝交流協会、三十七頁）とあり、朝鮮の文人達にも高く評価されたという。

注四 朝鮮通信使とは、徳川將軍の代替わりにあたつて祝賀の意を表わすため朝鮮国王から遣わされた使節。江戸期を通じて十二回来日した。なお『亀井南冥・昭陽全集』第一巻所収『泱泱余響』の解説に將軍家茂の死去に伴う哀悼の意を著すとするのは表現に問題がある。

注五 今回使用したもののテキストは『亀井南冥・昭陽全集』（葦書房、昭和五十三年）所収のものである。（以下、全集本と略す）

注六 人名の一覧は『日東壯遊歌』（平凡社、東洋文庫）に収める高島淑郎氏の解説「四」座目（名簿）に基づき作成した。また、使行録については同書、参考文献、「参考文献」に基づいた。

注七 『和韓双鳴集』巻二十四丁裏「贈写字官李梅窩」注による。

注八 『決決余響』では正斎に作るが、明和度の写字官は梅窩と景斎であるから、南冥もしくは伝写の誤記であろうか。ただ、『和韓双鳴集』巻四、五丁表「写字官洪正斎に呈す」という例からみると、このとき正斎の号を使用していたものか。

注九 『日東壯遊歌』は全この他、前文ハンブルで記載された歌集であり、本論考での記事は高島淑郎氏の訳注（平凡社東洋文庫）に依った。なお金仁謙には「金退石仁謙東槎録抄」が成均館大学校図書館所蔵「青丘碑説」所収の「日本雑誌」に収めるといふ。（高島淑郎解説注四〇一）

注十 なお、福岡藩の資料は「宝曆十三癸未年 朝鮮人來聘記」六上（福岡藩朝鮮通信使記録）八 福岡地方史研究会古文書を読む会）及び「藍島滯留一卷」（同右）を用いた。

注十一 『藍島滯留』、九十三頁

注十二 『和韓双鳴集』、『藍島唱和集』ともに記事あり。

注十三 大系本一八六頁、「築州書記井土周道島村嶋櫛田或医官亀井魯來見、余有寒感強病酬和魯奇才。」（句読点は石川が付す。『日本録』の原文引用については以下同様）

注十四 高島淑郎、注（六）掲書、一九八ページ

注十五 李元植『朝鮮通信使の研究』（思文閣、一九九七）三五五頁、その詩句を『亀井南冥・昭陽全集』所収のもの（第一巻、五〇五頁下段）と揃比べると一部出入がある。これを示せば、「一路長風万里波 乗秋槎客入冬（程）過 無涯（窮）津（伴）樹如花雪 判作鄙人絃下歌」（一）内は『東槎唱酬録』

注十六 ただし、「躍り上がって感謝」したのは十二月九日ではないであろう。

注十七 高島氏、注六掲書、二〇二頁

注十八 全集本『決決余響』五一〇頁「玄川曰。作字必楷正。屢見篇章常多翻奔放之意。而少沈着端詳之意。此亦妨学多。未知如何。道哉曰僕生來多客氣。欲脩而消万万。而未之能。故文字動致放宕之語。十年之后。其脩円熟。客氣消竭。則文語亦隨變耳。玄川曰客氣消竭四字。既自知病源。亦知藥否。藥用何方。道哉曰。脩心湯。是而已。玄川曰二字尽矣。然脩心。亦当用何方。道哉曰。人情世態。踏石知堅。是為可以喻。」

この問答の後、詩の応酬が記録されているが、龍淵の「次韻道哉」に「道是終軍英妙時 一囊真訣破群疑 南溟万里論人物 才学如君更有難」の詩があり、この翌年、亀井魯が南冥と号する所以となったという。（竹村則行「詩人南冥」二「江河万里流る」庄野寿人編、亀陽文庫、二〇四頁）従って、本来この時南冥を称してはいないのであるが、本論では、人口に膾炙している南冥を使用することとした。

注十九 全集本『決決余響』五一六頁、原文は「秋月曰。僕輩称君不絶口。三使大人亦愛君。俄見君詩而贊歎之。欲以四友之具助君文房。於君真奇遇也」

注二十 『宝曆十三癸未年朝鮮人來聘記』六上「十二月十八日の条（福岡藩朝鮮通信使記録）（八）一〇八頁）

注二十一 『福岡藩朝鮮通信使記録』（八）十二月二十一日の条

注二十二 大系本『海槎日記』、一三二頁十二月二十一日の条「渡海以後。実無興况。今日始得快濶事也。」

注二十三 全集本『決決余響』五二四頁、「夫嗣明者清也。其俗浅陋。今韓者一方国也。古謂之鮮卑。嗚呼。衣裳冠冕。我不見諸中国。而得諸所謂鮮卑。可嘆。」

注二十四 大系本『日本録』一八六頁、十二月二十四日の条、原文「亀井魯至舟次招使上船。馬州禁徒逆止之」

注二十五 全集本『決決余響』五二八頁、原文「以此心之介介。知君之黯黯。」

一札雖敵百朋。終不能遺懷。一來洲上。當為君移席而就之。此則似不妨礙。如何如何。」

注二十六 同右、五二八頁、原文「洲上之拳。問之闍菴。決其可否耳。」

注二十七 同右、同頁、原文「昨日晴好。延佇洲岸者久之。意無聲音。豈或又有礙障也否。稍工告以風利。廿三日。久繫之纜。始將解矣。行者雖似浩浩。去留之懷。詎不為淒黯。今則勢未可台席。只須佇立沙頭。目送牆鳥。凝睇通心而已。餘祈未相見之間。千万自愛。不宜。」

注二十八 荒木見悟『龜井南冥龜井昭陽』（日本の思想家二十七、明德出版社、一九八八）二十頁、竹村則行「詩人南冥」（庄野寿人編『江河万里流る』、亀陽文庫、二〇六頁）

注二十九 こうした風間は亀井南冥にも伝えられたことが『決決余響』付録（五三五頁〜五三八頁）に収める南冥宛て若拙の「呈龜道哉秀才」に「近頃聞いたところでは、京に入つても、人に会うごとにあなたの事を誉めているそうです。」（原漢文）や合離の「奉道哉龜君詞案」にも、「玄川が私に言うには、浪華で会集した者は多いが恐らく関西の国、あなたに及ぶものはいないようだといっている。」（原漢文）などからわかる。

注三十 李元植、注十前掲書三四二頁によれば「僕 貴鏡に入りて以来韻士・文儒に接すること多し。しかるに筑州に亀井魯を得たり……。」（『萍遇録』）と答え各地を代表する文人の一人として亀井南冥の名を答えている。

注三十一 中川延良『楽郊紀聞』（平凡社、東洋文庫三〇八、二九〇頁）、此の文献に南冥に関する記事があることを指摘したのは高島氏が初出。

注三十二 那波魯堂と朝鮮通信使の交渉を詳細に論じたものに、那波利貞「明和元年の朝鮮国修好通信使団の渡来と我國の学者文人との翰墨上に於ける応酬唱和の一例に就きて」（『朝鮮学報』第四十二輯、昭和四十二年（一九六六）、一〜四八頁）がある。

注三十三 大系本『日本録』一九六頁「書日本二才子事」原文「余在日本見奇才二人、築州亀井魯、西宮那波師曾也、魯年二十余、慨然有遊学四方之

志、西之長崎観官庫秘書、師大潮禪師、東之大坂、友木弘恭・福尚脩・合離、弘恭即兼葭堂主人也、師永富鳳、魯所謂東海之大、余目以一人者也、魯詩文皆超悟、識解尤奇、然賤不能自見、初見我輩傾心結附、願得載歸一見礼義之邦、死無恨矣、吾奇其志、而愛其才、常留与話、屢試迭叩、魯応之有裕詩、筑州三書記以擯者至処上座、魯坐其側、不敢与之齒、而意美輕之、三書記皆不平、後閑之、不使見、曰、魯才不勝德、恐失礼於大邦君子：（中略）：

吾私慮二人不中奇禍、必困横累、每以愛才容直喻長老之徒及筑州書記、而未知能得力否也、乃知天下無不妬才之國、而皆有才者取也、彼□□（二字不明）鱗介無所、事於才学而尚猶如此、況名利爭奪之域乎、二三子其知戒哉」また、同書「書東棧軸後」に成大中が揮毫した書を日本で始めて与えたのが亀井魯であったことも記されている。

注三十四 筆語（五百七頁）に、「欽定古今圖書全書卷一万七千冊、此れ近代の奇書たり。君或いはこれを知るか」と南冥が李佐国に語っている。この欽定古今圖書全書は、欽定古今圖書集成を指し、宝暦十年に長崎にもたらされ、宝暦十四年に紅葉山文庫に搬入されるまでの間、長崎にあった。南冥は長崎遊学のさい目睹したのであろう。また当時の文人の間にこの本が大きな話題になっていた。詳しくは、『徳川吉宗と康熙帝』（大修館書店、一九九九）二三一頁および、同氏『典籍』（日中文化交流史叢書九、大修館、一九九六）一四七頁参照。

注三十五 『朝鮮通信使大系 第7巻 甲申・宝暦度』一四六頁「筑前州則有亀井魯、年少妙。可期有成云矣」

第三十六 『亀井南冥・昭陽全集』第一冊、五五七頁「魯以年少客氣。請官僉韓聘使于藍島。与其学士南秋月輩。筆陣对壘。大竊虚誉。而謗徒興焉。自鼓篋佔畢者。莫弗弹指怪且罵曰異端々々痛避之。甚則至有造請官將危魯者。独有安生維允。為頗禦侮。齊語。於楚咻。未如之何已。」

注三十七 「朝鮮人来聘記六下」（福岡地方史研究会『福岡藩 通信使記録（八）』所収、一九八頁）



注三十八 林復齋篇『通航一覽』卷百十一（清文堂、昭和四十二年）

注三十九 「宝曆十三年癸未年朝鮮人来聘記 六上」（福岡地方史研究会『福岡

藩朝鮮通信使記録（八）』所収、一三五頁）

注四十 福岡県立図書館寄託櫛田文庫、『藍島唱和集』、『藍島唱和集』は、櫛田琴山『和韓藍島唱和』と菊潭『藍島唱和集』とが合綴されて一冊になっている。その琴山の詩集五十四丁目の白紙に貼られて残されている。

注四十一 大系本『日本録』一九三頁、原文「亀井魯不來、井土周道、島村晴、櫛田彥、晴之子信成亦來、与之少話、於禁徒聽、魯之不來、周道輩猜才過之、蛮邦亦有此習耶、作書寄之、」